

## ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議規約

改正 平成16年 7月23日  
平成17年 3月25日  
平成18年 3月24日  
平成19年 3月19日  
平成21年 2月27日  
平成22年 2月 2日  
平成23年 3月 8日  
平成27年 4月 1日  
平成30年 2月 6日  
令和 2年 5月 1日  
令和 3年 8月19日

(名称)

**第1条** この会は、ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 推進会議は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第5条第1項の規定に基づき、県、市町村、事業者、県民及び民間団体との協働により、安全で安心な社会を実現するための総合的な取組を推進することを目的とする。

(事業)

**第3条** 推進会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全なまちづくりに関する基本的な方針を協議し、啓発、普及等の具体的な取組の事業計画を策定すること。
- (2) 安全なまちづくりに関し、情報を交換して相互の連絡調整を図ること。
- (3) その他安全なまちづくりを実現するために必要な事業に関すること。

(構成)

**第4条** 推進会議は、別表1に掲げる職にある者及び学識経験者により構成する。

**2** 推進会議に会長及び副会長を置く。

**3** 会長は、知事をもって充てる。

**4** 副会長は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 沖縄県議会議長
- (2) 沖縄県警察本部長
- (3) 沖縄県教育長
- (4) 沖縄県経済団体会議議長
- (5) 沖縄県社会福祉協議会会長

**5** 学識経験者は、あらかじめ会長が指名する。

一部改正【平成19年3月19日、平成21年2月27日、平成23年3月8日】

(運営)

**第5条** 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

**2** 推進会議は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。

**3** 会長に事故があるときは、副会長の中から会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

**4** 会長は、必要があると認めるときは、議決すべき事項について、推進会議を開催せずに書面等により審議することができる。その際、会員の過半数が同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

一部改正【平成21年2月27日、令和2年5月1日】

(幹事会)

**第6条** 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 代表幹事は、必要があると認めるときは、議決すべき事項について、幹事会を開催せずに書面等により審議することができる。その際、幹事の過半数が同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

一部改正【平成17年3月25日、平成23年3月8日、平成27年4月1日、令和2年5月1日】

(専門部会)

**第7条** 推進会議の下に、特定の事項を検討させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長及び副部会長は、推進会議の会員をもって充てる。
- 4 部会長は、学識経験者の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 6 部会の名称、構成員及び検討事項は、別表3のとおりとする。

一部改正【平成21年2月27日】

(部会の運営)

**第8条** 部会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 4 部会長は、部会において検討した結果を推進会議に報告しなければならない。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、議決すべき事項について、部会を開催せずに書面等により審議することができる。その際、部会員の過半数が同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

一部改正【令和2年5月1日】

(事務局)

**第9条** 推進会議の事務局を沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課、沖縄県教育庁保健体育課及び沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課に置く。

- 2 推進会議の総合調整は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において行う。
- 3 規約の改正は、以下の手続きで行う。
  - (1) 組織名変更等軽微な改正については、事務局で変更し、幹事会に報告する。
  - (2) その他の改正については、事務局で案を作成し、幹事会で決定したのち、推進会議に報告するものとする。

一部改正【平成17年3月25日、平成22年2月2日、平成23年3月8日、平成27年4月1日】

(補則)

**第10条** この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規約は、平成16年4月22日から施行する。

**附 則** (平成16年7月23日)

この規約は、平成16年7月23日から施行する。

**附 則** (平成17年3月25日)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月24日）

この規約は、平成18年3月24日から施行する。

**附 則**（平成19年3月19日）

この規約は、平成19年3月19日から施行する。

**附 則**（平成21年2月27日）

この規約は、平成21年2月27日から施行する。

**附 則**（平成22年2月2日）

この規約は、平成22年2月2日から施行する。

**附 則**（平成23年3月8日）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年2月6日）

この規約は、平成30年2月6日から施行する。

**附 則**（令和2年5月1日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

**附 則**（令和3年8月19日）

この規約は、令和3年8月19日から施行する。

別表 1

<p>【行政】 沖縄県知事          沖縄県議会議長          沖縄県警察本部長          沖縄県教育長          沖縄県子ども生活福祉部長          沖縄県警察本部生活安全部長          沖縄県市長会会長          沖縄県町村会会長</p>
<p>【事業者団体】(50音順)          沖縄県経済団体会議議長          沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会会長          沖縄県中小企業家同友会代表理事          一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長          一般社団法人沖縄県営業者協会会長          一般社団法人沖縄県警備業協会会長          公益社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会会長</p>
<p>【地域団体等】(50音順)          NHK沖縄放送局局長          沖縄県高等学校PTA連合会会長          沖縄県自主防犯ボランティア団体連絡協議会会長          沖縄県少年補導員会連絡協議会会長          沖縄県青年団協議会会長          沖縄県保護司会連合会会長          沖縄テレビ放送株式会社代表取締役社長          株式会社エフエム沖縄代表取締役社長          株式会社沖縄タイムス社代表取締役社長          株式会社ビジネスラウンド代表取締役社長          株式会社ラジオ沖縄代表取締役社長          株式会社琉球新報社社長          公益社団法人沖縄被害者支援ゆいせんセンター理事長          公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会会長          公益財団法人沖縄県防犯協会連合会会長          公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会会長          公益財団法人おきなわ女性財団理事長          社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会会長          一般社団法人沖縄県子ども育成連絡協議会会長          公益社団法人沖縄県青少年育成県民協議会会長          一般社団法人沖縄県PTA連合会会長          一般社団法人沖縄県婦人連合会会長          那覇警察署協議会会長          那覇市自治会長連合会会長          琉球朝日放送株式会社社長          琉球放送株式会社社長</p>
<p>【地区推進協議会】          那覇地区安全なまちづくり推進協議会会長          豊見城地区安全なまちづくり推進協議会会長          糸満地区安全なまちづくり推進協議会会長          与那原地区安全なまちづくり推進協議会会長          浦添・西原地区安全なまちづくり推進協議会会長          宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会会長          沖縄地区安全なまちづくり推進協議会会長          嘉手納町・読谷村安全なまちづくり推進協議会会長          うるま地区安全なまちづくり推進協議会会長          石川地区安全なまちづくり推進協議会会長          名護地区安全なまちづくり推進協議会会長          本部地区安全なまちづくり推進協議会会長          宮古かぎすま安全なまちづくり推進協議会会長          八重山地区安全なまちづくり推進協議会会長</p>

一部改正【平成16年7月23日、平成18年3月24日、平成19年3月19日、平成21年2月27日、平成22年2月2日、平成23年3月8日、平成27年4月1日、平成30年2月6日】

## 別表 2

<b>【行政】</b> 沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課長 沖縄県教育庁保健体育課長 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課長 沖縄県市長会事務局長 沖縄県町村会事務局長
<b>【事業者団体】</b> (50音順) 沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会会長 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー事務局長 一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事 一般社団法人沖縄県警備業協会専務理事
<b>【地域団体等】</b> (50音順) 沖縄県高等学校PTA連合会事務局長 沖縄県青年団協議会事務局長 公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会専務理事 公益財団法人沖縄県防犯協会連合会専務理事 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議常務理事

一部改正【平成17年3月25日、平成22年2月2日、平成23年3月8日、平成27年4月1日、令和3年8月19日】

別表 3

専門部会の名称、構成員及び検討事項

名 称	部会長 学識経験者 の中から 会長が 指名する 者	副部会長	会 員	検 討 事 項
ちゅらひとり づくり 専門部会	○沖縄県青年団協議会 会長  ○一般社団法人沖縄県 PTA連合会会長		部会長が指名する者	1 青少年の健全育成 2 青少年の被害防止活動 3 青少年の居場所づくり 4 地域あいさつ運動の励行 5 地域安全マップの作製 6 普及活動の促進 7 その他必要な事項
ちゅらまち づくり 専門部会	○沖縄県中小企業家同 友会代表理事  ○公益社団法人沖縄県 建築士会会長		部会長が指名する者	1 学校、通学路等における防犯対策 2 道路、公園、駐車場における防犯 対策 3 共同住宅における防犯対策 4 深夜スーパー等特定小売店舗にお ける防犯対策 5 暗がり診断・対策 6 普及活動の促進 7 その他必要な事項
ちゅらゆい づくり 専門部会	○公益財団法人おきな わ女性財団理事長  ○公益社団法人日本青 年会議所沖縄地区協 議会会長		部会長が指名する者	1 地区推進協議会との連携強化 2 自主防犯活動の促進 3 地域防犯リーダーの育成 4 犯罪情報等の提供 5 観光客に対する安全対策 6 犯罪被害者等に対する支援等 7 普及活動の促進 8 その他必要な事項

一部改正【平成17年3月25日、平成19年3月19日、平成21年2月27日、平成27年4月1日】